

豊前市立学校再編成準備協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 豊前市立学校の再編成を円滑に推進することを目的として、学校再編成に関する諸課題の検討及び調整を行うため、再編成準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その結果について豊前市教育委員会に報告する。

- (1) 校名、校章及び校歌に関すること。
- (2) 通学方法に関すること。
- (3) P T A組織に関すること。
- (4) 制服に関すること。
- (5) 学校施設及び学校備品等の整備に関すること。
- (6) 学校運営方針等に関すること。
- (7) その他再編成に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市内の小中学校に通う児童生徒の保護者代表
- (2) 地域代表
- (3) 教職員代表
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協議会の立ち上げ時から所掌事務が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員に委嘱又は任命されたものが、その後、前条の規定から外れた時はその時点をもって委員の職を辞したものとみなし、後任の委員を委嘱又は任命するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長は、第2条に掲げる事項に関し、詳細な調査検討をさせるため、協議会に部会を設けることができる。

- 2 部会は、協議会委員等をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、各部会を代表し、会務を総理し、協議結果を協議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 8 条 協議会及び部会の庶務は，学校再編成担当部署において処理する。

(補則)

第 9 条 この告示に定めるもののほか，協議会および部会の運営に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は，公布の日から施行する。

(会議招集に関する特例)

2 施行日以後，最初に招集される協議会は，第 6 条第 1 項の規定にかかわらず，教育長が招集する。

(告示の失効)

3 この告示は，所掌事務完了の日にその効力を失う。